

平成30年度

いじめ防止対策基本方針



大分大学教育学部附属小学校

I いじめの防止等のための対策の基本的な方針

1. 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

いじめとは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」
とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(注2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(注3) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(6) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級全体が、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、信頼関係ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識をもって真摯に取り組む必要がある。

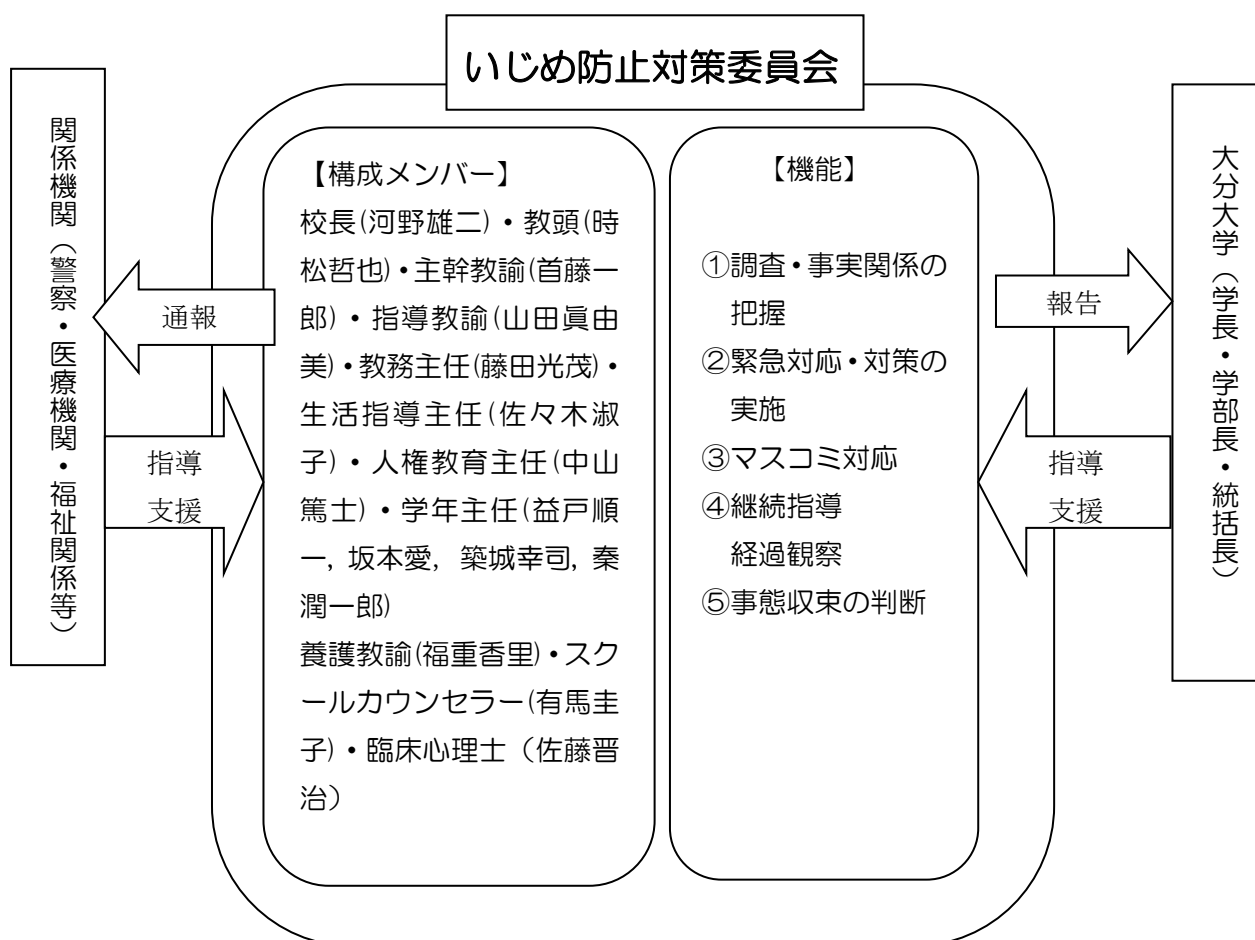
2. いじめ防止のための組織

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめの時案に対し、迅速、的確に対処するために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

組織の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生活指導主任、人権教育主任、学年主任、養護教諭、クラス担任等複数の教職員、スクールカウンセラー、臨床心理士である。



(3) 組織の役割

- ①学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行
- ②いじめの相談及び通報への対応
- ③いじめや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ④いじめの事案に対応するための会議の開催と報告
- ⑤いじめを受けた・行った児童に対する指導及び支援並びに保護者との連携

(4) 年間活動計画

月	活動内容	ポイント
4	○いじめ防止委員会の編成・いじめ防止基本方針の作成	・学校・学級がいじめに対する姿勢の明確化
5	○いじめ防止委員会→年間活動計画の共有 【職員連絡会】 (いじめ発見チェックリスト・振り返りチェックリストの活用)	・年間活動・具体的取り組みの共通理解 ・日常生活からのいじめの現状把握
6		
7	○第1回いじめアンケート実施 ○第1回いじめ防止委員会開催(情報交換) ○いじめ防止委員会→情報と対策の共有【職員連絡会】	・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
8		
9	○夏休み明けの児童観察(学級担任)	・子どもの変化の確認
10		
11	○第2回いじめアンケート実施	
12		
1	○冬休み明けの児童観察(学級担任)	・子どもの変化の確認
2	○いじめ発見チェックリスト・振り返りチェックリストの活用 ○第3回いじめアンケートの実施	・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
3	○上学年への引き継ぎ情報の作成 ○いじめ対策の見直し・次年度方針の作成	・日常生活からのいじめの現状把握 ・いじめに関する情報の引き継ぎといじめ対策の点検

3. いじめの未然防止

(1) いじめを起こさない学校・学級づくり

教職員の基本姿勢

- 全ての児童を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、重大な問題と捉えられるよう子どもを育成する。時には、**厳しく指導することで重大性を認識させる。**
- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たり、自己肯定感の高い児童の育成を目指す。
- 子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、共通実践を行う。
- 子どもたちと信頼関係構築に努め、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚する。

めざす学校・学級の姿

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

(2)わかる授業づくり

- 子どもの思いや意欲を大切にした授業を行う。
- 個に応じた指導を行い、基礎基本の定着を行う。(プリント学習やドリル学習)
- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。
- 満足感や達成感、連帯感もてる授業づくりを推進する。
- 校内授業研の実施などにより、授業力の向上を図る。

(3)子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 「学級からなくしたい言葉」や「学級にあふれさせたい言葉」などアサーティブネスを考えさせ、言葉を大切にしたい子どもを育てていく。
- 児童会活動や集会活動など、子どもが主体的に取り組む活動の充実を図る。
- チーム活動を中心とした、異学年交流の充実を図る。

(4)家庭との連携

- 保護者会で学校としていじめに対して毅然とした態度をとっていくことを提示し、家庭と連携しながらいじめ根絶に向けて取り組んでいくことを確認する。
- 日常的に、子どもの様子などについて家庭との連絡を密にし、連携をとっていく。

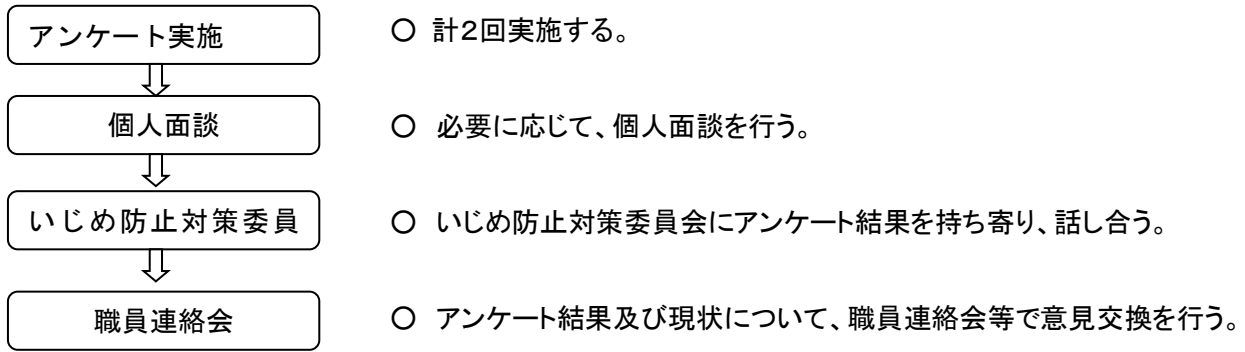
4. いじめの早期発見

(1)子どもの状況把握・情報収集

- 子どものサインについて共通理解を図り、全教職員で日常的に見とりを行う。
- 日頃から、子どもの様子について情報交換を行う。(学年会、各種委員会、職員連絡会、)
- 「いじめ発見チェックリスト」を活用し、子どもの行動を観察し、小さな変化を見落とさないようにする。
- 「教職員振り返りチェックリスト」を活用し、教職員が子どもへの接し方を自己点検する。

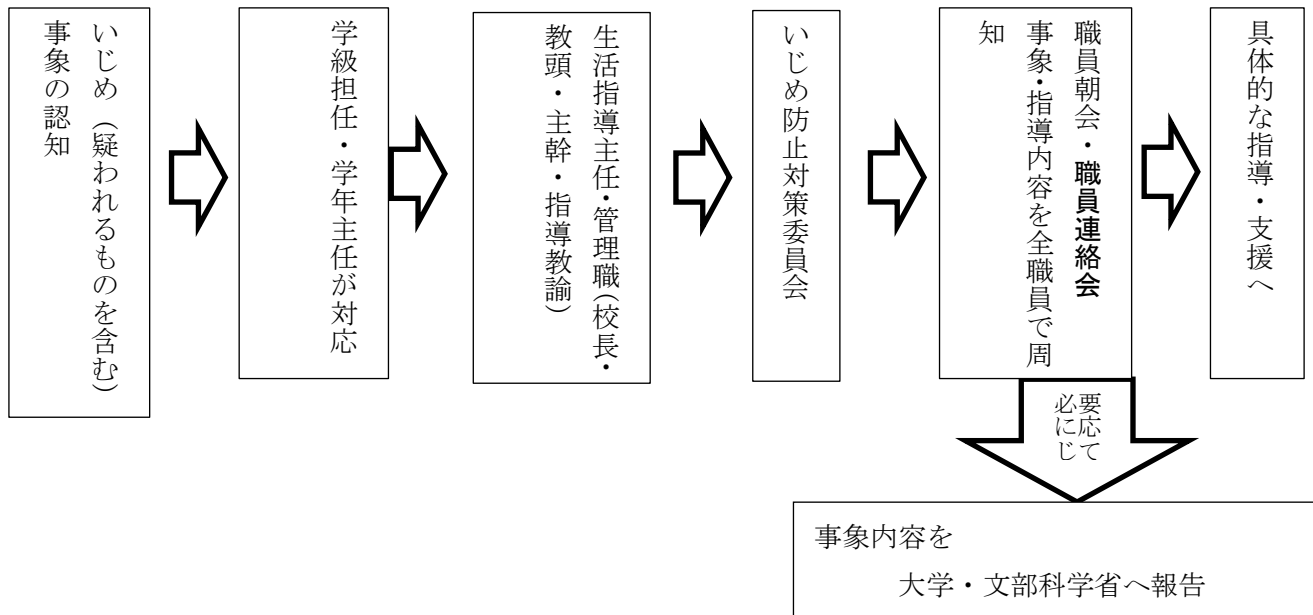
場面	サイン
登校時 朝の会	欠席・遅刻が増える。表情が暗く、あいさつの声が小さい。 体調不良が続いている。視線が合わず、うつむいている。 服装が汚れたり、破れたりしている。
授業中	提出物や学習用具を忘れて忘れる。教科書・ノートに落書きや汚れがある。 発表を笑われたり、からかわれたりしている。 班やグループをつくる時に、孤立している。 おどおどした様子が見られる。
休み時間など	一人で遊んでいることが多い。職員室や保健室に出入りすることが多い。 遊んでいる時にも、笑顔が少なく、表情が暗い。 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。 給食の配膳時、避けられる様子が見られる。 給食の食べ残しが多い。 給食や掃除の準備・片付けなど仕事を押しつけられている。
放課後 その他	慌てて下校する。反対に、学校に残ろうとする。一人で帰ることが多い。 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。 持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。 急激な成績低下や学習意欲の低下が見られる。

(2)いじめアンケートの実施



5. いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実を明らかにするとともに、担任などの特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの問題の重大性を全教職員で共通理解し、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。
- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下で必要な指導や支援を継続的に行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、毅然とした指導を行う。また、当該児童がいじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜適切な指導と支援を行う。



Ⅲ 重大事態への対応

1. 重大事態への対応

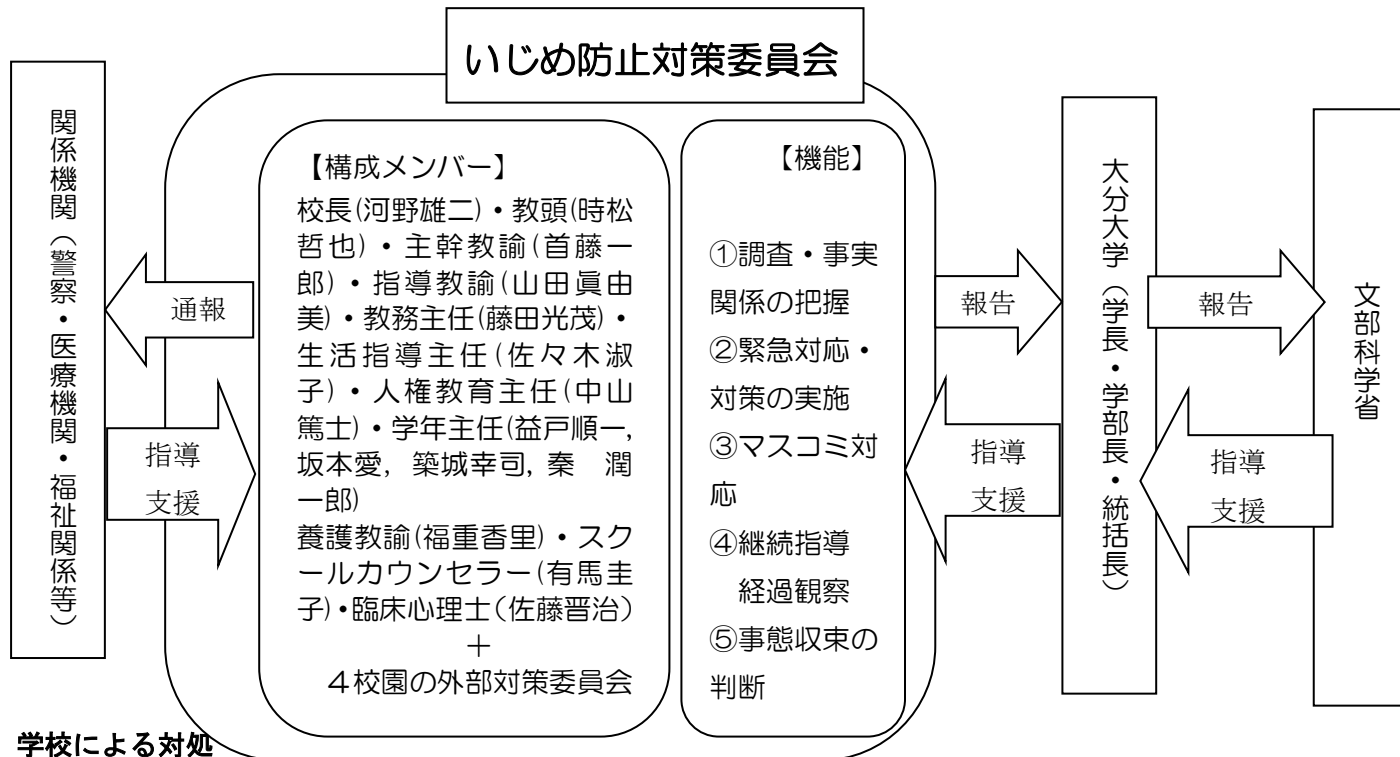
(1) 重大事態とは

重大事態とは「いじめにより児童の生命、身体また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、大学・文部科学省に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者や、外部専門家を加えた「いじめ対策検討委員会」で調査し、事態の解決にあたる。



2. 学校による対応

(1) 調査の実施

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査によって事実関係を明確にしていく。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、文部科学省に報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて文部科学省に送付する。